

## 高知県漁業経営改善計画認定審査会運営要領

高知県漁業経営改善計画事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第6の高知県漁業経営改善計画認定審査会の運営については、この要領に定めるところによるものとする。

### 第1 設 置

漁業経営改善計画の認定にあたり、個々の計画の妥当性等について審査を行うことにより、認定審査の適正化を図ることを目的とし、高知県に漁業経営改善計画認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 第2 協議事項

審査会は、事務処理要領第5の1(1)及び(2)に定める事項について、協議するものとする。

### 第3 委 員

- 1 審査会は、委員6人で組織する。
- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

### 第4 招 集

- 1 審査会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 第3の1の委員が出席できない場合には、代理出席ができるものとする。

### 第5 庶 務

審査会には事務局を置き、県水産振興部において処理する。

### 第6 雑 則

この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

#### 附 則

この要領は、平成14年9月25日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年7月17日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年5月17日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年12月11日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年7月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月9日から施行する。